【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【 発 行 日 】 平 成 23 年 5 月 6 日 (2011.5.6)

【公表番号】特表2010-526730(P2010-526730A)

【公表日】平成22年8月5日(2010.8.5)

【年通号数】公開・登録公報2010-031

【出願番号】特願2010-506968(P2010-506968)

【国際特許分類】

B 6 5 D 71/00 (2006.01) B 6 5 D 5/04 (2006.01)

[ F I ]

B 6 5 D 71/00 E B 6 5 D 5/04

### 【手続補正書】

【提出日】平成23年3月18日(2011.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中間部分(3)の全幅がその端部(4、5)の全幅よりも大きい実質的に長円形の製品(2)のための、厚紙シート又は段ボール材料でできた底(6、111、112)及びふた(7、109、110、112)を含む包装箱(1)であって、ふた(7)が、上壁(110、109)によって互いに接続された二つの側壁(8、9、110、112)を含み、下壁及び上壁が、前記全幅よりも小さい又はそれに等しい幅を有し、側壁(8、9)が、前記製品の各中間部分(3)をきつく詰めることを可能にするために配設された、互いに対向して規則的な間隔で離間した開口(11)によって穿孔されていることを特徴とする箱。

#### 【請求項2】

上壁(10)が、製品(2)の各上端(4)をきつく詰めることを可能にするために配設された、規則的な間隔で離間した開口(12)によって規則的な間隔で穿孔されている、請求項1記載の箱。

## 【請求項3】

底(111、112)とふた(109、110、112)とが一つの部片である、請求項1又は2記載の箱。

#### 【請求項4】

一連の四つのフラップ(109、110、111、112)、すなわち、エンドタブ(113)を有する折りたたみ部分(112)をその二つの自由縁に横方向に備えた、底を形成する主フラップ(111)、主フラップの各側にそれぞれ取り付けられて有孔側壁を形成する二つの側方フラップ(110、112)及び側方フラップ(110)の一方に取り付けられて上壁を形成するエンドフラップ(109)を含むブランクから形成され、他方の側方フラップ及び/又は前記エンドフラップが接着タブ(114)を備えている、請求項3記載の箱。

#### 【請求項5】

パッケージが、ブランクから形成された、互いから手で切り離すことができる二つの要素( 6 、 7 )、すなわち、底を形成する第一の要素( 6 )及びふたを形成する第二の要素

(7)を含む、請求項1及び2のいずれか1項記載の箱。

#### 【請求項6】

底を形成する第一の要素(6)が、端部折りたたみ部分(20)によって中央壁に対して垂直に互いに固定された四つの側壁(18、19)が接続された中央壁(15)によって形成された陳列トレーを構成する、請求項5記載の箱。

# 【請求項7】

第二の要素が、一連の三つのフラップ(8、9、10)、すなわち、上壁を形成する中央フラップ(10)及び側壁を形成する二つの側方フラップ(8、9)を含むブランクから形成され、それらの下寄り周囲部分が、トレーに対向して二つの側壁にそれぞれ固定されている、請求項6記載の箱。

# 【請求項8】

下寄り周囲部分が、引き裂きによるトレー/ふたの切り離しを可能にする脆いタブ(35)を含む、請求項7記載の箱。

# 【請求項9】

ふたの側壁の下寄り周囲部分及びトレーの側壁が、スナップ嵌め接続によって一方を他方に固定するための手段(39、53、54)を含む、請求項8記載の箱。

### 【請求項10】

ふたの側壁が、その周囲に、折り返されてトレーの底の下に接着されることができる接着タブ(34、61 、63 )を含む、請求項7、8及び9のいずれか1項記載の箱。

# 【請求項11】

製品の端部のくさび止めを保証することができる切り欠き(90)を備えた内部コーナー(92、93)を含む、請求項1~10のいずれか1項記載の箱。

### 【請求項12】

中間部分(3)の全幅がその端部(4、5)の全幅よりも大きい実質的に長円形の製品 (2) のための、底及びふたを備えた包装箱を形成するための、底を形成することができるフラップ(15)及びふたを形成することができる一連の三つのフラップ(8、9、10)を含む、厚紙シート又は段ボール材料でできたブランク又は二つのブランク(13、14)のセットであって、一連のフラップが、前記ふたの上壁を形成することができる上フラップによって互いに接続された、前記ふたの側壁を形成することができる二つの側方フラップ(8、9)を含み、フラップが、底を形成することができ、上フラップが、前記全幅よりも小さい又はそれに等しい幅を有し、側方フラップ(8、9)が、箱が形成されたとき前記製品の各中間部分(3)をきつく詰めることを可能にするための、規則的な間隔で離間し、互いに対向して配設された開口(11)によって穿孔されていることを特徴とするブランク又は二つのブランクのセット。

# 【請求項13】

上フラップ(10)が、箱が形成されたとき前記製品の各上端をきつく詰めることを可能にするために配設された、規則的な間隔で離間した開口(12)によって穿孔されている、請求項12記載のブランク又は二つのブランクのセット。

### 【請求項14】

底とふたとが一つの部片である、請求項12又は13記載のブランク。

# 【請求項15】

ー連の四つの長方形フラップ(109、110、111、112)、すなわち、エンドタブ(113)を有する折りたたみ部分(112)をその二つの自由縁に横方向に備えた、底を形成する主フラップ(111)、主フラップの各側にそれぞれ取り付けられて有孔側壁を形成する二つの側方フラップ(110、112)ならびに側方フラップ(110)の一方に取り付けられて上壁を形成するエンドフラップ(109)を含み、他方の側方フラップ及び/又は前記エンドフラップが接着タブを備えている、請求項14記載のブランク。

### 【請求項16】

互いに固定することができる二つのブランク(13、14)、すなわち底を形成するこ

とができる第一のブランク( 1 3 )及びふたを形成することができる第二のブランク( 1 4 )を含む、請求項 1 2 及び 1 3 のいずれか 1 項記載のブランクのセット。

### 【請求項17】

第一のブランク(13)が、陳列トレーを形成するように配設され、その各縁で四つの側方フラップ(18、19)に接続された長方形又は実質的に長方形の中央フラップ(15)を含み、その少なくとも二つが端部折りたたみ部分(20)を備えている、請求項16記載のブランクのセット。

### 【請求項18】

第二のブランク(14)が、一連の三つの長方形フラップ、すなわち、中央フラップ( 10)及び二つの側方フラップ(8、9)を含み、ひとたびトレーに形成されると、それらの外部周辺部分が、第一のブランクに対向して二つの側壁にそれぞれ固定されるように配設される、請求項16及び17のいずれか1項記載のブランクのセット。

#### 【請求項19】

ふたの側壁の下寄り周囲部分及びトレーの側壁が、スナップ嵌め接続によって一方を他方に固定するための手段(39、53、54)を含む、請求項16~18のいずれか1項記載のブランクのセット。

### 【請求項20】

側方フラップの下寄り周囲部分が、引き裂きによるトレー/ふたの切り離しを可能にする脆いタブ(35)を含む、請求項12~17記載のいずれか1項記載のブランク又はブランクのセット。

#### 【請求項21】

ブランクの少なくとも一つが、箱が形成されたとき製品の端部のくさび止めを確実にすることができる切り欠き(90)を備えた内部コーナーを形成するように配設された部分的にプレカットされた部分(92、93)を含む、請求項12~20のいずれか1項記載のブランク又はブランクのセット。